



長野県報

10月1日(木)
令和 8 年
(2026年)
第747号

目 次

規 則

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則（人権・男女共同参画課）	1
一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則（こども・家庭課児童相談・養育支援室）	2

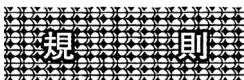
告 示

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医療政策課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（4件）（建設政策課）	5
公共測量の終了（3件）（建設政策課）	6
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）	7
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞（建築住宅課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	9

公 告

都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	10
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	11
土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課）	12
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	12
特定調達契約に係る落札者の決定（地域福祉課）	13

正 誤（園芸畜産課）	13
------------	----



長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年10月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第49号

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則（平成15年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第17条第1項」を「第23条第1項」に、「第18条第1項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人権・男女共同参画課

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則をここに公布します。
令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第50号

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一時保護委託者の登録等の基準に関する条例(令和8年長野県条例第31号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第12条第5号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1) 児童の居室 次に定める要件

- ア 入所している児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- ウ 児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(2) 浴室及び便所 次に定める要件

- ア 男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- イ アに定めるもののほか、前号のウに定めるところによる。

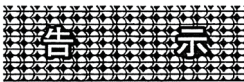
(電磁的記録)

第3条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室



長野県告示第385号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する申出を撤回した。
令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	撤回年月日
東口病院	長野市栗田1618番地1	令和8年8月31日

医療政策課

長野県告示第386号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和8年10月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市(次の図に示す部分に限る。)